



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

告示

公 告

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、再生  
関係  
会社その他

公正取引委員会事務規局組織令の一部を改正する政令（政令第三二七号）公正取引委員会審査局及び同局管理企画課の所掌事務並びに同局審査長の職務を変更することとした。（第四条、第一八条及び第一九条関係）

この政令は、環太平洋バートナーシップ協定の締結及び環太平洋バートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する」ととした。

少而亡之不

商法及び海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三三八号)

(法務省) 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第一九号)の施行期日は平成三年四月一日とするとした。

△商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する

**法律の施行に伴う關係政令の整備に関する政令  
（政令第三十九号）（法務省）**

商法及び國際海上物品運送法の一部を改正す  
る法律(昭和三〇年三月二日法律第二十二号)、(て二

法〔平成二〇年法律第二九号以下「改正法」という。〕の施行に伴い、漁船損害等補償法

施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。

この政令は、改正法の施行の日（平成二年四月一日）から施行する（第3条）。

四月一七日  
が生旅行で行ひてゐる

〔政令第  
一 関税法施行令等の一部を改正する政令  
三四〇号〕(財務省)

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）における

る関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に記載する所要

の規定を整備することとした。(関税法施行令第  
六一七号四点)

六  
條院院

官厅事項

国家試験

## 八 採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)

## 採用候補者名簿の有効期間の満了 (人事院)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

**政令第三百四十二条**

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令  
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十  
四号の規定に基づき、この政令を制定する。  
**毒物及び劇物指定令（昭和四十一年政令第二号）**の一部を次のように改正する。

**第一条第一項第三十二号中** (182) を (183) とし、(145) から (181) までを (146) から (182) までとし、(144) の次に次のように改  
える。

(145) -[1-フルオロ-2-ブロピル-[1-2-(1-ニーテルフェニル)]-1-カルボニトリル 及び  
これを含有する製剤

**第一条第一項第四十二号**の次に次の「号」を加える。

四十二の二 ジシクロヘキシリアルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシリアルアミン  
四%以下を含有するものを除く。

**第二条第一項中第四十七号の三**を第四十七号の四とし、第四十七号の二の次に次の「号」を加える。  
四十七の三 三-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[<sup>1</sup>(R)-1-1-3-トリメチル-  
2-3-ジヒドロ-1-H-インデン-4-イル]-1-H-ピラゾール-4-カルボキサミド及び  
これを含有する製剤。ただし、三-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[<sup>1</sup>(R)-1-1-  
3-トリメチル-2-3-ジヒドロ-1-H-インデン-4-イル]-1-H-ピラゾール-4-カ  
ルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

**第二条第一項中第一百号の十八**を第一百号の十九とし、第一百号の十七を第一百号の十八とし、第一百号的十  
六の次に次の「号」を加える。

百の十七 メルカブト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカブト酢酸一%以下を含有する  
ものを除く。

**第一条第一項第一百一号の二**の次に次の「号」を加える。

百の一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六%以下を含有するものを除  
く。

**附 則**

**(施行期日)**  
1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定  
は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、  
第一百号の十七及び第一百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいた者が引き続き  
行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において  
「法」という）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。  
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三  
十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む）及び第二項  
の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣 安倍晋三